

青少年インターネット環境整備基本計画 フォローアップ結果（平成23年度）について（概要）

総括

平成21年度及び22年度に引き続き、基本計画に基づく施策を着実に推進。

1. 教育及び啓発活動の推進

1. 学校における教育・啓発の推進

- 実践的なICTリテラシー育成のためのモデルシステムに関する調査・開発に着手。〔総務〕
- 保護者・教職員及び児童生徒等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用に関する啓発講座を実施。〔警察、総務、文科、経産〕

2. 社会における教育・啓発の推進

- 青少年のインターネット・リテラシー指標に関する有識者検討会を開催し、青少年のインターネット・リテラシーに関する指標の整備に向けた取組を開始。〔総務〕
- 違法・有害情報に関する現状や取組について、ポータルサイトを活用し、随時必要な情報提供を実施。〔内閣官房（IT）〕

3. 家庭における教育・啓発の推進

- 青少年のインターネットの適切な利用に関する広報資料を作成・配布。〔内閣府、警察、総務、文科、経産〕

4. 教育の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等

- 機器メーカーに対し、パッケージ等を用いた保護者に対する普及・啓発を促進〔経産〕

5. 国民運動の展開

- 安心ネットづくり促進協議会における、利用環境整備に関する目標を共有する国民運動（全国事業）に対し、情報提供や助言等の支援を実施。〔総務、経産〕

2. フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

1. 事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進

- 携帯事業者及び第三者機関と連携し、携帯電話フィルタリングサービスの周知及び普及率向上を促進。〔総務〕

2. 携帯電話・PHSにおけるフィルタリングサービスの高度化の推進

- 携帯事業者及び第三者機関と連携し、多様なフィルタリングサービスの提供の促進に取り組むほか、携帯電話フィルタリングの水準向上等に係る実証実験を実施。〔総務〕

3. フィルタリング提供事業者による閲覧制限対象の把握の支援

- インターネット・ホットラインセンターが一般利用者から通報された情報を第三者に提供するための基準を策定し、複数のフィルタリング提供事業者に当該情報を提供。〔警察〕

4. フィルタリング普及促進のための啓発活動等

- 全国のPTAが主催する大会やシンポジウムに参加し、フィルタリング普及徹底について説明。〔文科〕
- 進学・進級時期等において、保護者説明会等の学校行事や非行防止教室等で保護者への啓発活動を実施。〔警察〕

5. フィルタリング普及状況等に関する調査研究

- 携帯型ゲーム機やインターネット接続テレビ、携帯多機能プレイヤー、スレート型PC等の機器について、青少年による機器の利用実態を調査。〔経産〕

3. 民間団体等の支援

1. 青少年がインターネット活用能力を習得するための活動に対する支援
 - 地域における取組体制の構築、有害情報に関する普及啓発、ネットパトロール等の地域の実情に応じた取組を13地域で支援。〔文科〕
2. ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援
 - 青少年有害情報への対応を盛り込むことを目的とした「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の改訂の取組を支援〔総務〕
 - 青少年による機器の利用実態を調査し、その結果を事業者にフィードバックすることにより、望ましいフィルタリングの基準普及に向けた取組を推進。〔経産〕
3. 青少年有害情報の閲覧防止措置等に関する民事紛争の解決活動に対する支援
 - フィルタリング普及啓発セミナーで、トラブル解決の実例等について調査を実施。〔経産〕
4. 青少年のインターネット上の問題についての相談等に対する支援
 - 都道府県警察を通じ、サイバーボランティア活動に係る経費の補助等を実施。〔警察〕
5. その他の活動に対する支援
 - 安心ネットづくり促進協議会における調査活動等に対し、情報提供や助言等の支援を実施。〔総務、経産、内閣府〕

4. その他重要事項

1. サイバー犯罪の取締り等の推進
 - 違法情報に係る捜査の効率化を目的とした新たな捜査方式である「全国協働捜査方式」を本格運用開始するなどサイバー犯罪の効率的な取締体制を強化。〔警察〕
 - 「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」が成立し、ウイルス作成・供用等の罪の新設等が施行され、検察当局等において適切に運用。〔法務〕
2. 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進
 - インターネット・ホットラインセンターを通じた違法・有害情報の削除依頼に努力。〔警察〕
 - 平成23年4月からブロッキングが開始され、警察庁はインターネットコンテンツセーフティ協会へ児童ポルノ情報を提供。〔警察〕
3. 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進
 - 専用相談電話（「子どもの人権110番」）やインターネット（SOS-eメール）による相談の受付、全国の小中学生への「子どもの人権SOSミニレター」の配布等を実施。〔法務〕
4. 迷惑メール対策の推進
 - 各種業界団体に対して、送信ドメイン認証技術等迷惑メール対策技術の導入を推進するための説明会を16回開催。〔総務〕
5. 国内外における調査
 - 平成22年度のアメリカ・ドイツに続いて、23年度はイギリス・韓国について、青少年のインターネット環境整備状況等調査を実施。〔内閣府〕

5. 推進体制等

1. 国における推進体制
 - 「コミュニティの利用に起因する犯罪から子どもを守るための緊急対策」及び「青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策」等に基づき、関係府省庁連携の下、関連施策を推進。〔内閣官房（IT）、内閣府、警察、消費者庁、総務、文科、経産〕
2. 地方公共団体、事業者及び民間団体との連携体制の活用
 - 都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議を通じた地方公共団体への必要な情報提供を実施。〔内閣府〕
3. 国際的な連携の促進
 - 経済協力開発機構（OECD）において「インターネット上の青少年保護に関する理事会勧告」が採択。〔総務〕
4. 基本計画の見直し
 - 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会において、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」決定。〔内閣府〕